

第
4837
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 10月 21日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 NISA の概要

Q：最近NISAという言葉をよく耳にしますが、どのような制度なのですか？

A：少額投資非課税制度のことで、非課税口座内の上場株式や株式投資信託などの配当や譲渡益が非課税になるというものです。

【解説】

NISAとは、平成26年1月から始まる少額投資非課税制度のことで、

金融機関に非課税口座を開設し、その非課税口座に受け入れた上場株式や株式投資信託などに係る配当や譲渡益が非課税になるという制度です。

非課税口座に受け入れられる株式等は年間100万円までで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに最長5年（5年間で累積最大5非課税管理勘定が設定できることになり、この場合には500万円までが非課税投資となります）となっています。非課税管理勘定とは、他の課税対象となる口座と区別するために非課税口座内に各年に設けられる勘定をいいます。

非課税口座は、その年1月1日において20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であれば開設することができます。

口座は、一人につき一つの金融機関でしか申込み・開設することができません。一旦、非課税口座を開設すると最長4年間は他の金融機関に変更できませんので、注意してください。

